

奈良県告示第百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年八月二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
宮口 智博	真生整骨院 大和郡山市南郡山町五二七― 一	平成二十八年六月一日
三原 大地	井上整骨院 北葛城郡上牧町桜ヶ丘三―二 九―一	平成二十八年六月一日